

令和5年10月3日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

青森県地方独立行政法人評価委員会  
委員長 曾 我 亨

### 意見書

地方独立行政法人青森県産業技術センターの「第三期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討（案）」について、地方独立行政法人法第30条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

また、地方独立行政法人青森県産業技術センターの「第四期中期目標（案）」について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

### 記

#### 1 「第三期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討（案）」への意見

本県の産業振興施策の試験・研究開発及び成果の移転・普及等の技術的な下支えを担う公設試験研究機関として役割を果たしており、中期目標をおおむね達成することが見込まれることや、適切な業務運営が行われていることから、引き続き業務を継続することが適当と認められる。

#### 2 「第四期中期目標（案）」への意見

労働力不足の深刻化や生産資材の高騰などの社会的課題へ対応した試験・研究開発等に取り組む目標となっており、青森県における産業の振興及び経済の発展に寄与するという設立目的と合致することから、「第四期中期目標（案）」は、適当な内容であると認められる。